

静岡県 ICT エキスパート派遣事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、静岡県が実施する ICT エキスパート派遣事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

第2 事業目的

本事業は、情報通信技術・データ（以下「ICT等」という。）を行政及び地域において利活用することより、行政サービスの向上や行政事務の改善、豊かで快適な質の高い地域社会の実現に資することを目的とする。

第3 事業内容

(1) 本事業は、次の各号に定める静岡県内にある団体等（以下「団体等」という。）が行う ICT 等を利用する取組（以下「取組」という。）に対し、第13に定める ICT エキスパートを派遣し、専門的なコーディネート、アドバイス等を行う。

ア 市町

イ 市町教育委員会

ウ 商工会議所又は商工会議所連合会

エ 商工会又は商工会連合会

オ 農業協同組合又は農業協同組合中央会若しくは農業協同組合連合会

カ 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

キ 公益社団法人又は一般社団法人

ク 公益財団法人又は一般財団法人

ケ 特定非営利活動法人

コ その他静岡県知事直轄組織デジタル戦略局デジタル戦略課長（以下、「県」という。）が適当と認める団体

(2) 前項の規定にかかわらず、市町の取組については、参加者が当該取組を実施する市町の職員のみの場合には、本事業の対象外とする。

第4 取組の計画

(1) ICT エキスパートの派遣を受けようとする団体等は、別に定める日までに、県に ICT エキスパート派遣事業取組実施計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を提出するものとする。

(2) 前項の計画を変更する必要がある場合には、速やかに県に ICT エキスパート派遣事業取組変更計画書（様式第1号）を提出するものとする。

第5 派遣の申請

(1) ICT エキスパートの派遣を受けようとする団体等の代表者は、別に定

める日までに、ICTエキスパート派遣申請書(様式第2号)により県に申請するものとする。

- (2) 県は、本事業について、必要に応じ、団体等及びICTエキスパートに対し、取組の実施状況等に関するヒアリング又は意見交換を実施することができる。

第6 派遣の決定及び通知

- (1) 県は、計画書及びICTエキスパート派遣申請書に基づき派遣の可否を審査し、適当であると判断した場合は、予算の範囲内でICTエキスパートの派遣を決定するものとする。
- (2) 県は、前項の規定によりICTエキスパートの派遣を決定したときは、ICTエキスパート派遣決定書(様式第3号)により、派遣を申請した団体等に通知するものとする。派遣をしないことを決定したときは、別途通知する。
- (3) 県は、第1項の規定によりICTエキスパートの派遣を決定したときは、ICTエキスパート派遣通知書(様式第4号)により、当該派遣に係るICTエキスパートに通知するものとする。

第7 取組の変更

- (1) ICTエキスパートの派遣が決定された取組の内容又は派遣されるICTエキスパートの変更を希望する団体等は、あらかじめICTエキスパート派遣変更申請書(様式第2号)により県に申請し、承認を受けなければならない。なお、変更の申請が必要な場合については、別に定める。
- (2) 県は、前項の規定により変更を承認したときは、ICTエキスパート派遣変更決定書(様式第3号)により、団体等に通知するものとする。変更を承認しないときは、別途通知する。
- (3) 県は、第1項の規定による変更の承認を行った場合には、ICTエキスパート派遣変更通知書(様式第4号)により、当該変更に係るICTエキスパートに通知するものとする。

第8 決定の取消し

- (1) 県は、団体等が次のいずれかに該当すると認められる場合において、第5(1)の申請の内容(第7第(1)の変更が生じた場合は、その変更後の内容)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更を指示することができる。
 - ア 団体等が、本要綱又はこれに基づく処分若しくは指示に違反した場合
 - イ 派遣の決定後に生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合
 - ウ 団体等が、取組に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
- (2) 県は、前項の規定により派遣内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する場合は、ICTエキスパート派遣決定取消通知書(様式第5号)によ

り団体等及び当該取消に係るICTエキスパートに通知するものとする。

第9 派遣回数

各団体等における1年度当たりのICTエキスパートの派遣は、5回までとする。ただし、県が必要と認める場合は、この限りでない。

第10 実績の報告

- (1) ICTエキスパートの派遣を受けた団体等は、取組実施日から起算して15日以内又は実施日の翌月5日のいずれか早い日までに、ICTエキスパート派遣事業取組実施報告書（様式第6号）により、県に報告するものとする。
- (2) 派遣されたICTエキスパートは、取組実施日から起算して15日以内又は実施日の翌月5日のいずれか早い日までに、ICTエキスパート派遣事業取組実績報告書（様式第7号）により、実施内容等について県に報告するものとする。

第11 費用の負担

- (1) ICTエキスパートの派遣に要する費用は、原則として、県が負担するものとする。
- (2) 前項の費用は、次のとおりとする。
 - ア 報償費 別に定める額とする。なお、報償費には、事前準備及び事後処理の事務に対する報償を含むものとする。
 - イ 旅費 「特別職の職員当の給与等に関する条例の運用について（通知）（昭和46年8月30日付け人第106号）」別表第2に掲げる基準により別に定める額とする。
- (3) 国家公務員、地方公務員又はそれらに準ずる者については、第11(2)の規定にかかわらず第11(2)イの旅費のみを支払うものとする。

第12 費用の支払

県は、ICTエキスパートの派遣を受けた団体等から第10の規定により報告書の提出があったときは、速やかに第11に規定する費用を当該派遣に係るICTエキスパートに支払うものとする。

第13 ICTエキスパートの定義

ICTエキスパートは、次の各号に掲げるICT及びその利活用等に係る知識及び経験が豊富にあり、第14で登録された者とする。

- (1) スマートデバイス
- (2) IoT
- (3) 超高速ブロードバンド

- (4) ビッグデータ
- (5) クラウドコンピューティング
- (6) ブロックチェーン
- (7) AI（人工知能）
- (8) 音声等認識技術
- (9) マイナンバーカード
- (10) 仮想現実(VR)・拡張現実(AR)
- (11) オープンデータ
- (12) その他第2に定める目的に資するICT

第14 ICTエキスパートの登録

- (1) 県は、ICTエキスパートを公募の方法により募集し、登録するものとする。
- (2) ICTエキスパートの登録を受けようとする者は、ICTエキスパート登録申請書(様式第8号)を県に提出するものとする。
- (3) 登録に当たっては、第3(1)の各号で定める団体等の推薦を必要とするものとする。
- (4) 県は、ICTエキスパート登録申請書に基づき登録の可否を審査し、その結果について別途通知する。

第15 ICTエキスパートの登録期間及び期間の延長

- (1) ICTエキスパートの登録期間は、登録した日から、登録した日が属する年度の3月31日までとする。
- (2) 登録された者のうち、翌年度の3月31日まで登録期間の延長を希望する者は、別に定める日までに、登録継続意向確認書(様式第9号)を県に提出し、県による登録継続の承認を受けるものとする。なお、継続の回数に限度は設けない。

第16 ICTエキスパートの禁止行為等

ICTエキスパートの禁止行為等については、別に定める。

第17 ICTエキスパートの登録取消し

県は、ICTエキスパートが次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 第16の禁止行為等に違反したとき(違反の程度及び本事業に及ぼす影響の度合が軽微であると県が認める場合を除く。)
- (2) 正当な理由なくその業務に応じないとき。
- (3) その業務を遂行することが困難であると認められたとき。
- (4) 県からの信頼を著しく損ねることとなったとき。

- (5) 本人から登録取消しの申出があったとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) その他登録を取り消すべき事情が生じたときと県が認めるとき。

第18 本事業に関する事務等

- (1) 本事業に関する事務については、デジタル戦略課が所管する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

この要綱は、平成19年9月5日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

この要綱は、平成29年3月9日から施行する。

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この改正前に従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当の様式により取り扱ったものとみなす。

(様式第2号) (用紙 日本産業規格A4縦型)

第 年 月 日

静岡県デジタル戦略局デジタル戦略課長 様

申請者 団体等の代表者
氏 名

ICTエキスパート派遣(変更)申請書

静岡県ICTエキスパート派遣事業実施要綱第5(第7)(1)に基づき、ICTエキスパートの派遣(変更)を申請します。

実施予定日時	年 月 日() 時 分から 時 分まで(活動時間: 時間 分)	
実施予定場所 (住所)		
利活用する ICT		
取組の目的		
実施内容		
参加見込	人数: 所属等:	
派遣を希望する ICTエキスパート	氏名	
	登録番号	
担当者	所属	
	氏名	
	電話	
	メール	

(様式第3号) (用紙 日本産業規格A4縦型)

第 号
年 月 日

様

静岡県デジタル戦略局デジタル戦略課長

ICTエキスパート派遣(変更)決定書

年 月 日付け 第 号で申請のあったICTエキスパートの派遣(変更)申請について、申請のとおり派遣(変更)を決定したので通知します。

なお、取組の実施に当たっては、静岡県ICTエキスパート派遣事業実施要綱(以下「要綱」)及び静岡県ICTエキスパート派遣事業実施要領(以下「要領」)の内容を遵守し、特に以下の内容について注意願います。

- ・申請書に記載された各項目(活動時間や取組内容等)のうち、要領第3に定める事項に変更が生じる場合は、要綱第7(1)に基づき、変更申請を行うこと
- ・要綱第10(1)に基づき、取組実施日から起算して15日以内又は実施日の翌月5日のいずれか早い日までに報告書を提出すること
- ・報告書には写真や配付資料など実施状況がわかる資料を添付すること

(様式第4号) (用紙 日本産業規格A4縦型)

第 号
年 月 日

様

静岡県デジタル戦略局デジタル戦略課長

ICTエキスパート派遣(変更)通知書

年 月 日付け 第 号で から受けたICTエキスパートの派遣(変更)申請について、別添写しのとおり派遣(変更)を決定したので通知します。

なお、取組の実施に当たっては、静岡県ICTエキスパート派遣事業実施要領第1(3)により、実施日前日までに以下の書類を御提出願います。

- 1 必ず提出が必要な書類
 - ・旅行経路補助表

- 2 移動に自家用車等を使用される場合の提出書類
 - ・自動車保険証(任意保険証)の写
 - ・旅行経路補助表に記入する出発地点から取組実施場所までの経路図

- 3 取組に係る報償・旅費を所属の会社等へ支払うことを希望される場合の提出書類
 - ・委任状
 - ※ 委任状については、原本を御提出願います。

(様式第 5 号) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

第 号
年 月 日

様

静岡県デジタル戦略局デジタル戦略課長

ICT エキスパート派遣決定取消 (変更) 通知書

年 月 日付け 第 号で派遣の決定を通知した ICT エキスパートの派遣について、静岡県 ICT エキスパート派遣事業実施要綱 (以下「要綱」) 第 8 (1) に基づき派遣を取消 (変更) しますので、要綱第 8 (2) により通知します。

派遣を取消す (変更する) 理由など	
--------------------------	--

(様式第6号) (用紙 日本産業規格A4縦型)

第 年 月 日

静岡県デジタル戦略局デジタル戦略課長 様

申請者 団体等の代表者 氏 名

ICTエキスパート派遣事業取組実施報告書

静岡県ICTエキスパート派遣事業実施要綱第10(1)に基づき、ICTエキスパートの派遣実績を報告します。

実施日時	年 月 日() 時 分から 時 分まで (活動時間: 時間 分)	
実施場所 (所在地)		
取組内容		
効果		
参加者	人数: 人 所属等:	
実施団体 担当者	所属	
	氏名	
	電話	
	メール	

注: 資料及び写真等を添付してください。

(様式第7号) (用紙 日本産業規格A4縦型)

年 月 日

静岡県デジタル戦略局デジタル戦略課長 様

ICTエキスパート 氏 名

ICTエキスパート派遣事業取組実績報告書

年 月 日付けの通知に基づき、以下のとおり実施しましたので、静岡県ICTエキスパート派遣事業実施要綱第10(2)に基づき、以下のとおり実績を報告します。

実施日時	年 月 日() 時 分から 時 分まで (活動時間： 時間 分)
実施場所 (所在地)	
実施内容	
任意記入欄 (所見等)	

(様式第 8 号) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

年 月 日

静岡県デジタル戦略局デジタル戦略課長 様

ICTエキスパート登録申請書

静岡県 ICTエキスパート派遣事業実施要綱第 14(2)に基づき、ICTエキスパートの登録を申請します。

この登録がなされたときは、ICTエキスパートの禁止行為等に関する規程を遵守することを誓約します。

フリガナ 氏 名	
生年月日	
住 所	〒
電話番号	
メールアドレス	
職 業	
勤務先名	
勤務先住所	
得意とする支援内容	
ICTに係る資格等	ICTに係る資格等 (登録年月日・登録番号)
	(年 月 日・)
	(年 月 日・)
直近 3 年における 支援実績等	(年 月 日・)
推薦団体名 (推薦状を添付すること)	

※ 太枠囲み部分は、ホームページに公開しますので御承知置きください。

その他の記載内容については、県における ICTエキスパート派遣事業の事務でのみ使用し、外部に公表・提供することはありません。

(様式第 9 号) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

年 月 日

静岡県デジタル戦略局デジタル戦略課長 様

氏 名

登録継続意向確認書

静岡県 I C T エキスパート派遣事業実施要綱第15(2)に基づき、次のとおり登録継続意向確認書を提出します。

意向確認	私は、継続して I C T エキスパートに登録することを <input type="checkbox"/> 希望します。 <input type="checkbox"/> 希望しません。
------	---

※ いずれかの□にチェックをお願いします

継続登録を希望する場合、以下の内容について記入してください。

連絡先	住 所	〒
	電話番号	
	E-mail	
I C T の利活用 に係る支援実績 など		
得意とする 支援内容		
I C T に係る 資 格 等	I C T に係る資格等 (登録年月日・登録番号)	
	(年 月 日・)	
	(年 月 日・)	
		(年 月 日・)

※ 氏名及び得意とする支援内容はホームページに掲載しますので御承知置きください。